利付国庫債券（５年）(第161回)	0.3％	令和10年６月20日	10,800,000,000円
利付国庫債券（５年）(第162回)	0.3％	令和10年９月20日	700,000,000円
利付国庫債券（５年）(第163回)	0.4％	令和10年９月20日	57,100,000,000円
利付国庫債券（５年）(第165回)	0.3％	令和10年12月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（５年）(第166回)	0.4％	令和10年12月20日	9,500,000,000円
利付国庫債券（５年）(第168回)	0.6％	令和11年３月20日	5,600,000,000円
利付国庫債券（５年）(第171回)	0.4％	令和11年６月20日	5,200,000,000円
利付国庫債券（５年）(第172回)	0.5％	令和11年６月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（10年）(第350回)	0.1％	令和10年３月20日	8,000,000,000円
利付国庫債券（10年）(第351回)	0.1％	令和10年６月20日	2,400,000,000円
利付国庫債券（10年）(第353回)	0.1％	令和10年12月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（10年）(第354回)	0.1％	令和11年３月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（10年）(第356回)	0.1％	令和11年９月20日	74,100,000,000円
利付国庫債券（10年）(第359回)	0.1％	令和12年６月20日	11,100,000,000円
利付国庫債券（10年）(第360回)	0.1％	令和12年９月20日	16,000,000,000円
利付国庫債券（10年）(第361回)	0.1％	令和12年12月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第97回)	2.2％	令和９年９月20日	100,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第101回)	2.4％	令和10年３月20日	1,700,000,000円
利付国庫債券（20年）(第102回)	2.4％	令和10年６月20日	1,300,000,000円
利付国庫債券（20年）(第103回)	2.3％	令和10年６月20日	200,000,000円
利付国庫債券（20年）(第104回)	2.1％	令和10年６月20日	500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第105回)	2.1％	令和10年９月20日	200,000,000円
利付国庫債券（20年）(第106回)	2.2％	令和10年９月20日	6,600,000,000円
利付国庫債券（20年）(第109回)	1.9％	令和11年３月20日	100,000,000円
利付国庫債券（20年）(第110回)	2.1％	令和11年３月20日	1,100,000,000円
利付国庫債券（20年）(第113回)	2.1％	令和11年９月20日	7,700,000,000円
利付国庫債券（20年）(第114回)	2.1％	令和11年12月20日	500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第116回)	2.2％	令和12年３月20日	7,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第117回)	2.1％	令和12年３月20日	7,400,000,000円
利付国庫債券（20年）(第118回)	2.0％	令和12年６月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第120回)	1.6％	令和12年６月20日	2,100,000,000円
利付国庫債券（20年）(第123回)	2.1％	令和12年12月20日	12,100,000,000円
利付国庫債券（20年）(第124回)	2.0％	令和12年12月20日	2,100,000,000円

○財務省告示第二百八十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年九月二十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月十四日

財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）(第364回、第365回、第370回、第379回、第380回、第381回及び第382回)、利付国庫債券（20年）(第130回、第131回、第132回、第134回、第135回、第136回、第137回、第139回、第140回、第144回、第145回、第146回、第147回、第148回、第149回、第151回、第152回、第153回、第154回、第155回、第156回及び第158回)及び利付国庫債券(30年)(第７回、第11回、第14回、第17回、第18回、第20回、第22回、第23回、第24回、第25回及び第26回)
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回り格差(第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。)を競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で649,100,000,000円 内訳（別表のとおり）
7	払込金額	592,448,233,000円
8	最低額面金額	50,000円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年９月28日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\dfrac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\dfrac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12	利率	（別表のとおり）
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365